マスカット会会則

第1条(目的)

マスカット会(以下「本会」という)は、会員相互の情報交換、親睦を図るとともに、会員が啓発し合い、それぞれの事業(ビジネス)を充実・発展させることを目的とする。この目的にかんがみ、本会は、全員参加のもとに運営する。

第2条(会員の資格)

- 1. 本会会員は、岡山市内および周辺地域に本社、支店、営業所等をもつ企業又は事業所(以下「企業等」という)に属する者および資格をもつ専門職に従事する者であって、原則として企業等の経営者もしくは課長職以上の者とする。但し一業種一企業等を原則とする。
- 2. 本会に入会を希望する者は、第5条記載の行事にオブザーバー参加をすることができる。 但し、オブザーバー参加は一回限りとする。
- 3. 前項によりオブザーバー参加した者で、本会に入会を希望する者は、第1項に該当し、 かつ会員2名の推薦を得た者で、役員会において全員の承認を得なければならない。
- 4. 会員としての登録は、一企業等につき2名以内とする。
- 5. 本会に入会を希望する者が、会員と同業種または類似業種に属する者である場合には、 同業種または類似の業種の会員の同意を得なければならない。
- 6. 政治団体、宗教団体、占い等の団体、もしくは霊感商法、マルチまがい商法等社会的に 著しく不当・違法な事業活動を行っている企業等に属する者は、入会することができな い。
- 7. 本会のホームページにより入会を希望する者は、第2項に定めるオブザーバー参加を経 た後、役員会において全員の承認を得なければならない。
- 8. 本会は、会員に対し会社情報や個人連絡先等の本会運営のために必要な情報の提供を求め、会員は同意した情報を本会へ提供する。

運営委員会は、入手した会員の情報に基づき、随時会員名簿を修正して、全会員に各会員に関する情報を提供する。ただし、会員名簿に会員の個人連絡先(住所、TEL等)を掲載することについては会員の任意とする。

本会および会員は、会員名簿に記載された会員の個人情報等の内容について、会員の承諾なくして第三者への提供を禁止する。

第3条 (会員資格の喪失)

本会会員が、次の事由に該当するときは、役員会の決定により、会員資格を失う。

- 1. 会則に定める年会費を、当該年度内に納めなかったとき
- 2. 連続3回以上何らの連絡なくして欠席したとき
- 3. 正当な理由がなく6ヶ月間連続して例会に欠席したとき
- 4. 同一会社で他部門へ移動し、現会員と業種が競合することとなったとき
- 5. 転勤又は別会社へ出向したとき
- 6. 除名されたとき

第3条の2 (会員の除名)

本会員が、本会の名誉を毀損し、もしくは本会の目的に反する行為をし、又は会員として の義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、総会の決議によりその会員を除 名することができる。

第4条(退会)

会員は事前に書面にて役員会へ申出て退会することができる。但し既に支払われた年会費は返還しない。

第5条(行事)

本会は第1条の目的達成のため、次の行事を行う。

- 1. 月1回の例会
- 2. ビジネス等に関する講演会、研修会、研究会、情報交換
- 3. 親睦行事 (随時行われる懇親会を含む)
- 4. その他目的達成のため必要な行事

第6条(禁止事項等)

- 1. 本会の行事においては、政治、宗教、占いに関するテーマは、一切取り上げない。
- 2. 行事の出席者は、会員に限り、代理出席を認めない。但し会員が出席している場合、会員の企業等に属する非会員については、出席を認める。
- 3. 会員は会員間でビジネスが成立した場合、例会においてその成果を公表することができる。

第7条(役員及び役員会)

- 1. 本会は、会員の中より会長、副会長1名を選任する。正副会長の任期は1年とする。但し再任を妨げない。
- 2. 会長は、本会を代表し、本会を統理する。
- 3. 本会は、正副会長および第8条1項に定める各委員長、監事、相談役による役員会を設置する。
- 4. 役員会は、本会則に基づき、本会の運営方針その他重要事項を決め、本会を運営する。

第8条(委員会等)

- 1. 本会は、運営委員会、広報委員会、会計、監事、相談役(任意)を置く。
- 2. 運営委員会には委員長1名を置く。委員長は会員の互選により選任する。 運営委員長は若干名の運営委員を選任することができる。
- 3. 運営委員会は、役員会の決定した運営方針等に基づき、例会・親睦行事および同関連行事の企画、運営にあたる。
- 4. 広報委員会には、委員長1名を置く。委員長は会員の互選により選任する。委員長は、 若干名の広報委員を選任することができる。
- 5. 広報委員会は、例会等の各種行事に関し、ホームページ・SNS等を利用し、会員及び 会員外の者に対する広報活動にあたる。本会における会員個人の写真使用については、 広報委員会から各会員に対しホームページ等への掲載につき照会した上、その承諾を得 なければならない。
- 6. 会計は、会員の中から互選し、本会の収支を管理する。

- 7. 本会の収支決算を監査するため、監事2名以内を置き、監事は定期総会において監査報告をする。(監事のうち1名は原則として前年度会長が就任する。)
- 8. 相談役は本会の会長経験者であって会長の指名により選任する事が出来る。本会運営等に関する助言を行うものとする。
- 9. 各委員長および委員、会計、監事、相談役の任期は1年とする。但し再任を妨げない。
- 10. 会長は、必要に応じ当該年度限りにおいて、第1項に定める委員会以外の委員会を設けることができる。

第9条(事務局)

- 1. 本会に事務局を設置する。
- 2. 事務局は運営委員会が担当することとし、会員に対する例会等その他行事の案内、出欠確認、準備等を行なうこととし、当該年度の運営委員長の事務所に置くものとする。
- 3. 事務局を本会の所在地とする。所在地は年度ごとの運営委員長の会社所在地とする。

第10条(総会)

- 1. 本会は、毎年4月、定期総会を開く。但し必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 2. 総会においては、役員の選出、予算・決算の承認その他重要事項を決める。
- 3. 総会は会長が招集し、会長が議長となり、過半数の会員が出席しかつ出席会員の過半数で決する。
- 4. 本会則に定めのない事項および本会則の改廃については、総会において決める。

第11条(会計)

- 1. 本会の年会費は、1企業等につき年間12,000円とする。年度途中の入会者については、月割計算を行うこととする。
- 2. 年会費の他、行事運営に必要なときは、臨時に会費を徴収することができる。
- 3. 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第12条(慶弔)

1. 会員及びご家族が逝去した場合は、それぞれ次の通り弔慰を贈る。

会員:15,000 円の範囲内において供花、弔電

会員のご家族(配偶者、親、子): 10,000 円の範囲内において供花 、 弔電

附則

平成11年3月 会則規定 平成13年3月8日 会則一部改正 平成14年7月11日 会則一部改正 平成19年3月20日 会則一部改正 平成25年3月21日 会則一部改正 平成31年3月20日 会則一部改正 平成31年3月28日 会則一部改正 令和4年3月28日 会則一部改正 令和5年4月26日 会則一部改正